

<靈感等による知見を用いた告知>

問 19 靈感等による知見を用いた告知により締結された消費者契約の取消しを認めるのはなぜですか。どのような事例が救済されますか。

(答)

1. 靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示して消費者の不安をあおるなどの行為により、望まぬ契約を締結させられるという消費者被害が発生しています。
2. このような消費者被害の救済について、これまでは公序良俗違反による無効（民法第90条）や不法行為に基づく損害賠償請求（民法第709条）といった一般的な規定に委ねられていましたが、これらの規定は要件が抽象的であり、どのような場合に適用されるかが、消費者にとって必ずしも明確ではなかった部分がありました。
3. そこで、消費者契約の特性を踏まえた明確な要件を定めて、靈感等による知見を用いた告知による消費者契約の取消しを認める規定を消費者契約法に設けることとしました。
4. 具体的には、
 - ・ 灵感^(注1) その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、
 - ・ そのままでは重大な不利益^(注2) を与える事態が生ずる旨を示して不安をあおり、
 - ・ 契約を締結することにより確実に重大な不利益を回避できる旨告げたときに、取り消すことができることとするものです。

(注1) 「灵感」とは、除霊、災いの除去や運勢の改善など、超自然的な現象を実現する能力を指します。「その他の合理的に実証することが困難な特別な能力」としては、いわゆる超能力が当たります。

(注2) 当該消費者の死亡や病気のみならず、家族の死亡や病気も含まれます。また、不幸になる等、漠然としたものであっても含まれます。

5. 例えば、以下のような事例が救済すべき事例として考えられます。

- 70 歳の消費者が、新聞広告に載っていた悩み相談を申し込み、なかなか治らない持病についての悩みを打ち明けて相談した。相談を受けた事業者は、「あなたには悪霊が取りついているので、このままではもっと病状がひどくなるだろう。この石と数珠で悪霊を閉じ込めれば、間違いなく病気は治る。」と告げて、高額な石と数珠を購入させた。